

租税刑事法の諸問題

租税法研究 第9号

租税法学会

記念講演

国税不服審判所発足当時の思い出……………八 田 卯 一 郎

論 説

租税刑事法の今日の問題……………板 倉 宏

犯則調査をめぐる諸問題……………大 和 田 常 裕

逋脱犯の訴追・公判をめぐる諸問題……………松 沢 智 力

逋脱犯における主観的要素……………堀 田 力

シンポジウム

租税刑事法の諸問題

学界展望

租税法学界の動向（昭和55年）……………三 木 義 一

判例研究

租税判例の回顧（昭和55年）……………遠 藤 き み

有 斐 閣

租税刑事法の諸問題

租税法学会編

租税法研究第9号



有斐閣

租税刑事法の諸問題

租税法研究 第9号 (1981)

昭和56年9月20日 印刷
昭和56年9月30日 発行

定価 2,300 円



編 者 租 税 法 学 会

発 行 者 江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町 2~17
株 式 有 限 公 司
発 行 所 会 社

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷 秀好堂印刷・製本 稲村製本

© 1981, 租税法学会. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-03001-4

租税法学会規約

第一章 総則

第一条(名称) 本会は、租税法学会 (Japanese Society for Tax Law) と称する。

第二条(事務所) 本会の事務所は、東京都に置く。

第二章 第二節

第三条(目的) 本会は、租税法(これに

関連する諸部門を含む。以下同じ。)に関する研究およびその研究者相互の協力を促進することを目的とする。

第四条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、研究者の連絡の促進、研究会および講演会の開催、機関誌その他の図書の刊行、外国の学会との連絡および協力その他理事会において適当と認めた事業を行なう。

第三章 会 員

第五条(会員の資格) 次の各号の一に該当する者は、理事会の承認を得て、本会の会員となることができる。

一 租税法に関する研究業績がある者

二 租税法の研究に寄与することができるものと認められる者

第六条(入会の申込み) 会員となろうとする者は、前条に定める資格を有することを証する書面をそえて、理事会に所定の入会申込書を提出しなればならない。

2 前項の書面は、会員二名以上の推

薦をもって、これに代えることができる。

第四章 総 会

第七条(議事総会) 理事会は、毎年一回、議事総会の通常会を招集しなければならない。

2 理事会は、必要があると認めるとき、または総会員の五分の一以上の者の連名による請求があったときは議事総会の臨時会を招集しなければならない。

3 議事総会は、本会の議決機関として、その重要な運営事項について審議し、決定する。

4 議事総会の議事は、別段の定めがない限り、出席した会員の過半数で決する。

第八条(研究総会) 本会は、毎年一回以上、研究総会を開催するものとする。

第五章 理事会および監事

第九条(理事会の権限) 理事会は、議事総会の決定にもとづき、本会の運営を行なう。

第十条(理事会の構成) 理事会は、若干名の理事で構成する。

2 理事は、議事総会において選任する。

3 理事の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

第十一条(理事長) 理事は、本会の理事長を互選する。

2 理事長は、本会を代表し、理事会を主宰する。

第十二条(監事) 監事は、本会の運営の状況および会計を監査する。

2 監事の定員は、三名とする。

3 監事は、議事総会において選任する。

4 監事の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

第六章 会 計

第十三条(会費) 会員は、議事総会の定めるところにより、会費を負担しなければならない。会費を滞納した者は、理事会において、退会したものとみなすことができる。

第十四条(会計年度および決算) 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終るものとする。

2 理事会は、毎会計年度の決算を、監事の監査報告とともに、議事総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第七章 規約の改正および解散

第十五条(規約の改正) 本規約は、総会において、出席した会員の三分の二以上の同意によって、改正することができる。

第十六条(解散) 本会は、総会員の三分の二以上の同意によって、解散することができる。

附 則

本規約は、本会の創立総会の日から、施行する。

目 次

記念講演

国税不服審判所発足当時の思い出	八田卯一郎	1
-----------------	-------	---

論 説

租税刑事法の今日の問題	板倉 宏	16
犯則調査をめぐる諸問題	大和田常裕	29
遁脱犯の訴追・公判をめぐる諸問題	松沢 智	51
遁脱犯における主観的要素	堀田 力	101

シンポジウム

租税刑事法の諸問題		114
-----------	--	-----

学界展望

租税法学界の動向（昭和 55 年）	三木 義一	153
-------------------	-------	-----

判例研究

租税判例の回顧（昭和 55 年）	遠藤 きみ	170
------------------	-------	-----

学会記事		204
------	--	-----

国税不服審判所発足当時の思い出

八田 卯 一 郎

私がただいまご紹介いただきました八田でございます。昭和五五年五月一日に一〇周年の式典というものがございました。そういうことでお陰様で審判所もこの一〇年の歩みのうちによりやくその評価も定着してまいったかと思う次第です。これも関係方面のみなさま方の暖いご支援のもとにやっとここまで辿り着けたというように思いました、この場を借りましてみなさま方にお礼を申し上げたいと思います。

今日ここで何か話をしろという話なのですけれども、こういうところで話した経験もございませんし、いま快く引き受けてもらったとおっしゃいましたけれども、実は快くではないので大いに辞退申し上げたのですけれども、軽い気持ちで思い出話ということで話してもらえば結構だと、思い出ならあるわけだから、では軽い気持ちで話させていただきますということでやっと引き受けた次第でございますから、今日ここで話をしましても別段みなさま方としては面白くもなんともないつまらん話だとお聞きになるかもしれませんけれども、私自身としては思い出に残っているような話を思い出すままに話をさせていただくということでご勘弁願いたいと思います。

思い出ですから、私がどうして初代の所長になったのだろうかということから私の思い出は始まるわけでして、私自身としては思い出かけぬところから初代所長を引き受けさせられちゃったというふうな感じなのです。という

のは私は昭和五年に司法官試験になりました。それから裁判所一本で四三年に定年退職というまで裁判所以外に行こうということを考えたこともありませんし、また行けそうもない、それで四三年に辞めてからどこに行くかというところで簡易裁判所ならなんとか使ってもらえるだろうというところで簡易裁判所の判事を志望しまして東京簡裁でまた裁判官の仕事を続けさせていただいたわけです。ほかに取り柄のない男なものですからそれが一番自分としては生きがいだろうと思ってやっていたのですが、四五年四月の終わりごろになって、それもちょうど土曜日の夜、家のほうに電話がありまして、これは最高裁の事務総長からですが「今度こういう役所ができたんだけど行かんか」というので、私はそんなこと考えたこともないので、どんなところ知らんけど勘弁してくれ裁判所のほかに行く気はないのだと、いったいその役所というのはどういう役所なのだったら、総長も「わしもよくわからん」と、とにかく土曜日です。それから月曜日に部屋に来てくれと、民事局長兼行政局長、いまの最高裁の事務総長をやっておられる矢口さんですが、この人が話してくれるだろうからそれを聞いてくれということ、月曜日に出掛けて行きまして話は聞いたのですけれども、とてもやる気がないからといって断ったのですが、「それでは田中二郎先生のところに行ってください」と、田中二郎先生は最高裁の裁判官をしておられまして、その部屋に行つて来いというものです。ですから行つたのです。そこでもこういうことで行かんかと、行つてくれという話で、私はとてもやれんからお断りしたいと固辞したのです。そうしたら吉国国税庁長官が来られて話をしたいという話だからその話を聞いてから断るなら断つてもよろしいということ、そのときは失礼して、それが天皇誕生日の二九日の前でしたから旅行に私は行っちゃったのです。そうしたら夜中に、宿に、ある裁判官から電話がありまして、「こういう話があったそうだけれども引き受けたらどうですか」というようなことで、夜中まで電話がかかってくるのでは弱ったことだと思ひまして、それが三〇日に田中裁判官の部屋で吉国さんが来られるからということ、その日にまた伺つたのです。私は行く気がないものですから吉国長官と、のちに次長になられた大島審議官が設立準備委員会の委員長をしておられて、このお二人がみえて待つて

られたのです。私が入って行きましてあいさつをして開口一番「とんだ迷惑ですね」と失礼だけれどもあいさつをしたのです。そうしたら、私の考えでは、こいつ失礼なヤツだからこんなヤツはもういいわいと思って断ってもらえると、そんなような気も多少ありまして、そんな失礼なことを申し上げたのですけれども、「やあ」とかなんかいってそんなことは頓着なしにいろいろとお話がありました。どんなお話があったかいまは覚えていないのです。しかし裁判所から人が来てほしいのだという趣旨と、この制度についてどういう抱負を持っているかというようなことを非常に熱心にお話になったと、詳しい話は忘れてしまいましたけれども、そういうことで話を聞いていくうちに五月一日が開所式、それを控えて切羽詰まっているようなお話でもありましたし、聞いているうちになんか断れなくなってしまうのです。いちいちあそこに行つて聞けなんていわれて入つて行つたのがまさに間違ひなので、そういうことでとうとう断り切れないで、「ちょっと考えさせてほしい」と言つて部屋を出たのです。出たのですが考えてみるとこれはどうも引き受けなければならぬだろうと思ひながら、明日の開所式を控えて所長がいなくて一週間も遅れて所長の発令では引き受ける以上はおかしな話だなと考えまして、そして事務総長のところに行つて「じゃやりましょう」と、明日が開所式だということでそれに間に合わないければおかしいだろうからすぐ発令していただいて結構ですと、こういうふう回答いたしましたして、早速裁判官の辞表を出せと、私は辞表を書くことまで考えていなかったのですが、辞表を書くとなると四〇年ほど勤めたところを辞めるというのはなんか淋しいなという気もしながら実は辞表を出しました。そして最高裁のほうからあちらのほうに連絡があつて、翌日こういう手順で式場まで来てくれということで、そのときに明日読む式辞というものはだいぶ厚いものですがそれを届けられて、それを読んでまあ初めてあんなところかなということがわかつたような次第でした。

そして一日にまず最高裁に行きまして裁判官の退官の辞令を受け取つたらもうすぐ国税庁のほうから迎えの車が来ているのです。それに乗つて長官のところに行くところまで所長の就任の辞令をいただきましたら、すぐこれから式場

だということで式場に行きましたら、これより大きな会議室ですがびっしりと人が詰まっています。これはたくさん人が来ているなと思ひまして、そこへ案内されまして、とにかくそんなようなことで落ち着かないままで式場に行ったものだからどうも気持が落ち着かんです。そこへ福田さんが当時大臣をしておられましたね、福田さんは私の一年先輩でして、高等学校のときにあの人は野球部の関係で野球部におられましてよく姿を拝見したので。向こうは私をご存じかどうかかわらないのですけれども私もサッカーをやっていたのであるいはご存じだったかもしれませんが、福田さんが式場に来て私のほうを向いて「いやあ」というふうな顔をしてにこっとして通られたものですから、なんかだれもいないところに大きな味方が来たような感じでやっと落ち着いて、それから式辞を読んで無事に終了ということになったのです。最初の開所式だということで国税関係の人を総動員して満員になるように詰め込ませたという話を聞きました。

そういうようなことでまあ就任ということになったのですが、私としてはとんだところから就任してしまったと、正直なところ裁判所しか知らないのです。大蔵省といえど名だたる秀才揃いで、そんなところに行つてこんなヤツが裁判所の裁判官かといわれたりするようになると、これは私一人の問題ではなくて裁判所全体というよりはできないというので少し緊張つたような気持になったというのは確かにあります。

しかし行つてみましたら案外みんな裁判所から一人やつて来たというふうなふうには見られないで初めから大蔵省におつたような者のような目で親しく暖かくお付き合いをもらひまして、ひと月ふた月しているうちにそんな気負ひ立った気持というものはいつの間になくなって非常に気楽な気持でその後勤務できたということ私は非常に喜んでおります。

私が外部から初めて来た所長だということで報道関係の人たちも多少興味を持っておられたのかそのあと連日、毎日

のようにどこかしらからよくもこんなに関係の記者がおるものだと思われるようにやって来て、「感想はどうですか、抱負はどうですか」というふうにして聞かれたのです。そのときに私はいままでそんなこと全然関係がなかったから知らなかったのですけれども『同じ穴の貉』^{（きつね）}ということでもどの人もみんないうのです。ああこんなことがあったのかと、それは結局審判所が執行機関から独立したというけれども結局庁附属の機関であり、また職員的大部分という者が国税庁または国税局、または税務署というところから、税のほうからベテランがやって来られてそれが見直しをするのではないかと、そんなことではほんとうに独立したことはできませんかというふうな主として人事の問題に関係しているようで、外部から採用するというけれども、そんなのは少ないではないかと、ほとんどが協議団時代と同じようなスタッフでやっているのではないかと。なるほどそれはそうですけれども私は「やれますか」といわれて「いややれません」とは言えませんが「やれます、やります」と申し上げたので、そうしたら翌日新聞に『断固としてやれると言った』というふうに記事が出るのですね。実はそんなような自信があったわけではないが、引き受けた以上はやらざるを得ないので、やれるとかやれないとかそんなものではないのです。やらざるを得ないので、だからやりますというふうな言葉として、私の決意がそういう言葉として表われたと理解してほしかったわけですが、それでもそんなこともありました。

五月に開所になって七月が大蔵ことに国税庁の異動期なのです。七月の異動期に人事がしつかりせんといかんなどということは非常に考えました。大島さんがその後次長になられて大島さんは部内の人ですから人のことは詳しく知っておられる。大島さんといろいろ話しまして、聞くと協議団時代にあれでもできたときには立派な制度だといふふうにいわれていたのが二〇年をたって審判所に発展的解消とでもいいましょうか、解消していった。そこには理由がある。その一つの大きな理由にやはり人事問題がある。新聞記者の話ですと外部採用は少ないではないかと、ほとんどの部内ではないかという点ですけれども、審判所の仕事というのは税務署でベテランが作り上げてきた決定に対してこ

れはいいとか悪いとかその上に立つて見直しをするんですから相当勝たなければいけないということが、協議団時代に発足したときに外部から試験採用をされたそうですが、税務の不服などは事実認定の問題が多くて、したがって税務調査というものに習熟した人でなければなかなかやれないし、それからもう一つ私は裁判官としてもそう思うのですけれども、自分がやったのが正しいと思っているのにそれが間違っているといわれればやはり自分になるほどと思うような人がやってくれないと何かしら気がすまないというとし訳ないのだけれども、こういうような気がします。私は前からこれはできないことでしょうけれども、第一審の裁判官よりは第二審の裁判官のほうがはるかに勝れた人でなければならぬ。一審の裁判官でも一生懸命やって自分はこれで正しいと思っているところが二審にいったらそれが破棄されてしまったというときに、なるほどと心服するような人がやってくれたら、あの人がそうだから自分がやはり至らないのだと頭が下がるのですが、それが逆の場合だったらなんだあのヤツなんていうことになりかねないわけです。それは不服審判も私は同じだと思ふのです。その後座談会などがあつたときに、聞いてみますとやはりこれと思うような人が審判所に行つてほしいということを現地の人もなにもそういうふうに言つておられる人がありました、やはり感じは同じだということがしました。そういうことで最初の協議団時代の試験採用の人は順次部内の人と入れ替わつていったということを聞いております。

もう一つ私は感じたのですけれども、税務の行政の本流というのは国税庁、局、そういうところですと上がつていくというのが本流になつてゐる。ところが協議団ですと何か傍流、いわゆる本流から離れたという感じがせられたのではないかと、それが協議団がある点では人事が一つのつまづきになつたというふうなことを聞いたこともあります。審判所はその轍をまた踏んではいけない、これは優秀な人材を集めなければならない、しかも七月の異動期に向かつて最初が大事だ、しかも人事のよきルートをここで作らなければならないのだということで大島さんに大いに頑張つてほしいと頼みました。私が外部から来て人のことは知りませんから人事の折衝というものは全部大島

次長を通じてやってもらった。これは当時の長官が吉国さんで、吉国さんはこの制度の生みの親にも当たる人で非常に理解があり、しかも非常に熱意を持ってこの制度を作り上げていこうとしておられた方で、その点は具合がよかったのです。大蔵省の人事というのはトップのほうにいきますと一年くらいで長官・次官なども代わっていかれるのですが、幸いにして吉国さんは三年間長官でおられた。ということは審判所の基礎作りの大切な最初の三年間吉国さんが長官でおられたということは今日の審判所がこういふふうに発展していった一つの大きな原因になっていると思います。これはわれわれとしては幸運であつたといわねばならないと感謝している次第です。吉国さんもっともだということでも国税局長にはっぱをかけて優秀な者を送り出せと、私たちの気持では審判所はむしろ優秀な、審判所に来ていれば優秀なのだと、優秀な者でなければ来られないのだというくらいのものにしてもらいたい、そのためには主流から外れたという感じを絶対に持たさないようにと、そのためにはどうするか、来たときに同期の者と遅れたというふうな取扱いはしない、適時に交流を行う。交流をして帰ったときにこちらに来たということがなんら障害をなさない、むしろ重要なポストに戻すというふうなことをしていただくかなければあとから来る人は続かないということ強く希望したのです。それがだいたい行われたと私は七月の人事の報告を聞きましてそういう感触を得て、それがよき人事のルートとなってその後非常に優秀な人が審判所に来てもらっております。最初吉国さんがそういう道をつけてくださったことが非常にいいことになったと喜んでゐる次第です。

ある局長会議のときに、地方局長のいわく、さがたき人材をさいたのだというようなことをいっておられたのですが、思い切つていい人を出していただけました。最近では磯辺長官が三年間おられました。これは非常にプラスになつてゐることだと思います。

私はむしろ税関係で執行部で審判所の門をくぐらせるといふこと自体が私は税務行政全体のプラスになるのだと、こういうことをやかましく言ったのです。私は大阪ですけれども大阪という町はあまりすかんのです。すかなかった

のです。それで飛び出して東京に出て来て、そして長年故郷を離れていると、いまでは大阪というものの悪いところももちろんありますけれども、いいところがわかるようになってきた。それと同じっては何ででしょうか、そんなようなものでいままで税の課税とか徴収で、課税関係にいたら課税というほうに頭が知らず知らずのうちに薰習されるといいますか、それだけでもないといえると思うのです。それが第三者的な審判所に来て自分がいまままでやってきたことを見直す、見直すと思ふことが必ず出てくる。そういう人がまた戻ってやる時には前とは違った意識というものが働くと思うのです。これは私は税務行政全体として非常にプラスでそうでなければならぬと思うのです。

私が行ったときに聞いたのですけれども協議団を審判所に直すと、そんな必要はないではないか、そんなものはないけれども課税関係がしっかりして苦情が出ないようにすればそれがもっともいいのではないかと、だからそんなものはいままでどおりでいいじゃないかという意見もあったというふうなことも聞いたのですけれども、しかしこれは別な面でそういう気持は確かに税関係にいる人は必要だと思うのです。しかしいわゆる協議団でいいか、審判所がいいかということになりましたら、これはやはり国税というものが、厳正公平に行なうという、行なっているのだということだけでは足りないで、それを適正な手続でなるほどこれだから厳正公平にしかできないのだという制度的な保証が必要だと思うのです。その意味においては協議団が審判所になったということは私はそれだけの何かがあったと思うのです。

そういうことで結局人事というものは軌道に乗ったと思います。部内の人はその方針ですつときていたのですが、部外者を採用するということは一つの目安であったでしょう。看板でもあったのですが、実際のところは非常に少ないのです。全部の職員が四五〇くらいでしたか、その中の三七〇数名というのは審判部なのです。その中で何人くらいが外部から来られたかというところと一〇名に足りない、これはやはり少ないと思います。東京・大阪というところの

所長だとか審判官、名古屋にもおられましたが全部合わせて八名か九名だったと思います。しかしどちらかというと重要な地位にいたわけですから人数が少ない割には影響力は持ち得たと思うわけです。この点は金子先生もおっしゃっているのですが、外部からは人数というものが多ければ多いほうがいいでしょうけれども、しかしその数というものにこだわるよりはいいゆる外部からは法律的知識とか、法律的感觉を持った人が入って来て、そして審判所の運営というものに法律的感觉というものが影響をしていくということが必要なのではないかということをおっしゃっていました。

これは私の自慢話になるようにでなくすけれども、昭和四六年にいわゆる仮装経理により減額更正決定があった場合の還付金をどうするかと、いままで事業年度から五年間にわたって引いていったと、それを清算会社の場合に適用したのはどうかと。あれはもと大阪でしたか、そういう本部に何が出ましてどうすべきかと、本部のほうでそのことについていろいろ検討をしたのですが、税の経験者はあの規定は当然のことだというふうな感触でいたと、ところが私報告を受けまして、それはおかしいではないかというのが第一感触です。税は適正税額でやらなければならないのに適正税額はこれだけだとして減額更正してそしてあと返さなければならぬものを仮装経理が、それが罰則でもなんでもないわけですから、返還の方法を決めただけにそれが返せなくなってしまうというのはおかしいではないかということ、これは感触ですね。なんか不当利得のようだなと言ったので、それから検討されて、そうだなということになって、そして長官のところに行ったら吉国長官は「実はそれは自分が法律を作るときに反対したので、そのとおりで結構だ」ということで結局九九条にならないですませちゃったということもあるのです。その後そういうことが四回くらい、全部で五回くらい、結局九九条の事件にならないですんでしまっているようです。そういう法律的感觉というのが素人だからボツときたのかもしれないのと、そういう意味においては私は外部からもう少し入ってほしいと思うのです。いま裁判所と検察庁からは来ていただいているのですけれども学者の方の応援が続かない、い

ま岸田さんが一人本部に残っているだけです。私は南さんが審判所に来られたことはこれは審判所全体を通じて大功であるといふに快哉を叫んだのですが南さんも出てしまわれるし、ほかに中西さんという方もおられたがみんな出られましてあとが続かない、もう一人になってしまったので淋しいわけです。例えば学界から来られるについて隘路はあるらしいのでなんとかしてこれに続いて来ていただけるような道がなからうかと、実はこの機会に考えていたいただきたいといふふうに思つて、お願いもしたいと思います。やはりなくなつてはいかんとします。外部からの空気の流入ということは必要であり、審判所としても今後の人事においてその点は考えていかなければならないのではないかといふふうに思っている次第です。

話はボンボン飛びますけれども、発足した当時フジテレビでしたか「発足した審判所」ということでテレビ会談である主婦の方と話したのですが、その方のおっしゃるのではどうも名称が堅過ぎるといわれるのです。それは確かに堅い、しかし私は堅いというのは第三者的立場で裁判所的にやる審査機関だという点を印象づけるのにはやはり堅いのでよかつたのではないかと思うのです。しかし問題は堅過ぎて近寄りがたいと、こうおっしゃるのです。裁判所に行くような気持ちになる、もう少し柔らかな名前がどうして付けられなかつたのかといふふうなことをおっしゃって、それはもつともだと、結局はソフトムードでいかなければいけないということです。いぶん「ソフトムード」ということをいひまして、いわゆる親しまれ信頼される審判所づくりを一つの旗印にして全国的に大いに宣伝もして大いに気軽に活用してもらふようにしようではないかと、機会を見つけては講演もし理解を深めていくよう宣伝をしようではないかということに務めたことがあります。

そういうことで人事の問題、ソフトムードといふふうな人との接触の問題等について申しあげたのですが、審判所としてはなんといつても新しい制度の精神に基づいてどう運営していくのだといふようなのが根本的な問題なのです。その点については私は昭和四五年五月から四八年の九月までいたわけですが、その期間中この手続規定、いわゆる内

部分的な手続規範である審査事務提要というものについてそれと終始取っ組んでそれで審判所の生活を終わったといっているくらいです。提要というものは私が行ったときにはまだないので、準備時代に、設立準備委員会ができたのが四五年四月一日に二七名発令になっております。その人たちが協議団時代の事務提要というものをもとにして、それを新しい審判所の理念というものを織りこんで作り替えて作られた提要の第二次案があったわけです。これは四月一日に発令になって発足したのが五月一日ですから約一月の間にあれだけのものをお作りになった、夜までかかってやったというような話も聞きました。相当な熱意でおやりになった。それがあつたので、それに多少手入れをしてそれを暫定案としてこれで当分正式に制定されるまでの精神でやってほしいということでそれを暫定通達として全国に流しまして、それに基づいて、それとともに審判所の本部のほうで提要を制定しようという事業に入ったのです。

そのためには東京の審判所、関信越のいや関信の審判所等からも出ていただいて第二次案暫定通達をもとにして新法の精神をどのように盛り込むかということで作っていったわけです。しかしいつまでも暫定的なものでやらしておくとか最初に悪い運用の癖がついてはいけないからできるだけ早い機会に正式な提要を流さなければいけないという要請もありまして、それで四六年二月にやっと成案ができてそれでその後はやってみようことにしたのです。

ところが私自身までもっと十分な検討を遂げなければこれはいけないと、また、検討未了の部分もありまして、そういうことから一応それを流しておきながら全面改正にしなければならぬというのでそれに着手したのです。それにつきましては大阪で南さんが法規審査部の部長をしておられましたので南さんにまず本部に来ていただきました、南さんを中心にしてそこに税の経験者である部長とか次長、それに裁判所の経験を経た私というふうな者が、機会さえあれば、よくも好きでやっているのだなといわれるほど、毎日といってもいいほどやりました。南さんがどこかで書いておられたのですが、「異質の能力の同一目的への結集」という言葉どおりいろいろの経験を得た人がそういう一つの新しいいわゆる税務行政機構に組み込まれている。いわゆる裁判所的な機関、そこに新しい審判所としての理

念がある。それをどのように提要の中に盛り込んでいくか、いろいろ問題になってきます。争点主義と総額主義の問題とかあるいは当事者主義と職権主義とか、審理と調査、ひいては合議というのをどのような関連を持たせるか、いわゆる迅速にして慎重、そういうものをどのように、調和をどこに求めてそれを提要に持っていくかという点について南さんを中心にして四八年一年間はそれにかかりました。だいたいできたところで南さんが四八年八月転出されて、私がその九月に出たのです。

しかしまとめができてなかったから、それから私は顧問ということになってその年末までかかって最後のまとめをして四九年一月に通達を出して実施が四九年の四月。これはだいたいそのとおりにいまでも改正なしに行われていると思います。これは自慢ではないけれども非常にきめの細かい相当高度な提要が出来上ったと、これは「異質能力の同一の目的への結集」でこれは非常にうまくいった、この中心になっていたのが南さんなのですが、そういう人がまた来てくれないかなというふうに思います。そういうことで提要というものが出来上がりました。

それを今度実施運用するのにどうするのだと、今度は審査手続の実施面というのが問題になります。いくら提要ができてそれをうまくやっていかなければいかんので、そこで運営における三本柱、つまり審判の特色であるいわゆる争点主義的運営というのが一番初めに掲げられて、争点主義的運営とはなんぞや、どういうことをするのが争点主義的運営になるのだと、こういうことです。これもいままでの提要でははっきりしていなかった調査と審理というものをはっきりと概念的にも分析して規定していったわけです。

いままでは四六年案まではどうもその点がはっきりしなかったわけです。結局は調査というものは担当審判官の専権といえますか、あとは担当の委任によってほかの人がやる、参加がやるということになります。昔は調査と審理がいわゆる担当協議官が調査審理することになっていたので、それを審理は合議がやるのだと、これは新しい制度が昔は合議の議決ができるのには合議体の長を含む過半数ということで、最終に一回、だいたい担当が主任協議